

## 自己資本の構成に関する開示事項(平成25年12月末)

## 1. 連結自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式に係る株主資本の額	158,393	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736	1a
うち、利益剰余金の額	114,895	2
うち、自己株式の額(△)	238	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	45,319
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入される ものの額の合計額	2,312	
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に 係る基礎項目の額に算入されるものの額	2,312	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	160,706	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額	-	1,332
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のも のの額	-	1,332
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入され る額	-	-
前払年金費用の額	-	7,288
自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	8,293
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該 当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該 当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	-
その他Tier1資本不足額	-	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (口)	-	28
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(口))	(ハ)	160,706
		29

その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	/	31a	
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	/	31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	/	32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	/		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,395	/	34-35	
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	33+35	
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	/	33	
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	/	35	
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	/		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	1,395	/	36	
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38	
少数出資金金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	39	
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40	
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	/		
Tier2資本不足額	-	/	42	
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (木)	-	/	43	
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(木)) (へ)	1,395	/	44	
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	162,101	/	45	

Tier2資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少數株主持分等の額	235		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,845		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,845		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	31,475		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	31,475		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	43,556		51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	4,886	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	9		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	9		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ))	(ヌ)	43,547	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ))	(ル)	205,649	59

リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	21,791	/	
うち、無形固定資産の額に係る経過措置	1,332	/	
うち、前払年金費用の額に係る経過措置	7,288	/	
うち、少数出資金融機関等に係る経過措置	13,179	/	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,615,415	/	60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)／(ヲ))	9.94%	/	61
連結Tier1比率((ト)／(ヲ))	10.03%	/	62
連結総自己資本比率((ル)／(ヲ))	12.73%	/	63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,509	/	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	11	/	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	/	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	/	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒引当金の額	11,845	/	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	18,964	/	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	/	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	/	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	/	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	/	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	/	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	/	85

## 2. 単体自己資本比率(平成19年金融庁告示第15号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による 不算入額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通株式に係る株主資本の額	154,207	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	43,736	1a
うち、利益剰余金の額	110,709	2
うち、自己株式の額(△)	238	1c
うち、社外流出予定額(△)	-	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	-	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	-	45,314
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入される ものの額の合計額	-	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	154,207	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額	-	1,314
うち、のれんに係るものの額	-	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のも のの額	-	1,314
縹延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
縹延ヘッジ損益の額	-	△ 0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	7,288
自己保有普通株式(純資産の部に計上されているものを除く)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	8,522
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該 当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
うち、縹延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該 当するものに関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
うち、縹延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するもの の額	-	-
その他Tier1資本不足額	-	-
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (口)	-	27
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)ー(口))	(ハ)	154,207
		29

その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)				
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		31a	
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b	
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32	
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-			
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-			33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-			
その他Tier1資本に係る基礎項目の額	(二)	-		36
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-		40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-			
Tier2資本不足額	-			42
その他Tier1資本に係る調整項目の額	(ホ)	-		43
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額((二)-(ホ))	(ヘ)	-		44
Tier1資本				
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))	(ト)	154,207		45

Tier2資本に係る基礎項目 (4)			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	/	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	/	
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	/	46
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	/	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	/	47+49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	11,241	/	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	11,241	/	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-	/	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	31,471	/	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	31,471	/	
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	42,713	/	51
Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	5,031	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	9	/	
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額に係る経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	9	/	
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	9	/	57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)ー(リ)) (ヌ)	42,703	/	58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	196,911	/	59

リスク・アセット (5)			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	22,147		
うち、無形固定資産の額に係る経過措置	1,314		
うち、前払年金費用の額に係る経過措置	7,288		
うち、少数出資金融機関等に係る経過措置	13,553		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	1,582,040		60
自己資本比率			
普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	9.74%		61
Tier1比率((ト)/(ヲ))	9.74%		62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	12.44%		63
調整項目に係る参考事項 (6)			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,091		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	-		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
一般貸倒り引当金の額	11,241		76
一般貸倒り引当金に係るTier2資本算入上限額	18,614		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85